

あんしん住宅設備機器保証サービス 受付窓口行
(株式会社住宅あんしん保証内)

【送信先メールアドレス】
setsubi@j-anshin.co.jp
申込日 年 月 日

あんしん住宅設備機器保証サービス システム導入申込書

運営店登録情報

※太枠内をご記入ください

| | | | |
|---------|----------|---|----|
| 事業者名 | | 拠点名 | 本社 |
| 事業者番号 | 0 0 | 拠点番号 | なし |
| (カナ) | | あんしん住宅設備機器保証サービスの共同運営に係る規約を理解及び合意したうえで利用者登録を申し込みます。また個人情報の取り扱いに関する説明に同意します。 | |
| 代表者名 | | | |
| 住所 | 〒 - | | |
| 代表TEL | | | |
| 担当者 | | | |
| 担当者Eメール | | | |
| 担当者TEL | 代表TELに同じ | | |

| | |
|----------------|---|
| 住宅供給戸数 (年間) | 約 戸 |
| 設備保証申込み | <input type="checkbox"/> 全戸申込み予定 <input type="checkbox"/> 任意の物件に申込み予定 |

※いずれかに✓をお願いいたします

| | |
|--|---|
| 修理依頼先 | 本保証の対象となる故障が発生した場合は、延長保証お客様窓口までご連絡ください。 |
| <input checked="" type="checkbox"/> SWT (通常対応) | |
| 備考欄 | |

* 本申込書記入の個人情報は導入審査を行うことを目的に使用いたしますのでご了承ください

あんしん住宅設備機器保証サービスの共同運営に係る規約

SOMPOワランティ株式会社（以下「SWT」という。）及び登録事業者（第2条に定義される。以下同じ。）は、本「あんしん住宅設備機器保証サービスの共同運営に係る規約」（以下「本規約」という。）に従って、本サービス（第1条に定義される。）を共同して運営・提供する。

第1条 目的

本契約（第2条に定義される。）は、SWT と登録事業者が共同して、登録事業者の顧客に対し、製造者が提供する保証サービスの提供期間満了後の一定期間、引き続き保証を提供するサービス（以下「本サービス」という。）を運営することにより、登録事業者の顧客に対して、安心して商品を購入することができるよう支援することを目的とする。

第2条 契約の成立

1. 住宅の施工または販売事業者であって本サービスの取り扱いを希望するものは、本規約の内容に同意の上、所定の「あんしん住宅設備機器保証サービスシステム導入申込書」に必要事項を記入し、SWT に対して当該申込書を届けることにより、本サービスの利用者登録を申し込むものとする。
2. SWT が前項の申込みを承諾することにより、SWT と当該事業者の間で、本規約の内容に基づいた契約（以下「本契約」という。）が成立するものとする。本契約成立後の事業者を以下「登録事業者」という。

第3条 本サービスの共同運営

1. SWT 及び登録事業者は、本サービスを共同して運営し、本サービスに加入した顧客（以下「対象顧客」という。）に対して、本サービスに係る債務を連帯して負担するものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、本サービスの提供に関して、対象顧客に対して発生する負担は、SWT と登録事業者間においては SWT がその全額を負担するものとする。
3. 登録事業者は、対象顧客から請求を受けた場合、SWT がその対応を行うべきことを SWT に要請することができるものとし、この場合、当該対象顧客への対応は SWT が自らの費用と責任で行うものとする。
4. SWT が前項に規定する対応を行わない場合、SWT は登録事業者に対し、登録事業者に生じた損害を賠償するものとする。

第4条 本サービス

1. 本サービスの対象となる登録事業者の販売する商品（以下「対象商品」という。）、本サービスの内容、その他の詳細は、本契約に別添される延長保証サービス規程等（次項に定義される。）において定めるものとする。
2. 対象顧客に適用される本サービスの条件は、本契約に別添される「あんしん住宅設備機器保証サービス規程」及びこれに付随する対象顧客向けの書面（電磁的記録によるものを含み、「あんしん住宅設備機器保証サービス規程」と併せて以下「延長保証サービス規程等」という。）において定めるものとする。
3. SWT は、SWT の裁量により「あんしん住宅設備機器保証サービス規程」を変更することができるものとする。但し、変更内容が変更前と比べて登録事業者に不利なものとなる場合には、登録事業者の同意を取得しなければならない。
4. 延長保証サービス規程等のうち「あんしん住宅設備機器保証サービス規程」以外のものについては、SWT がこれを管理するものとし、SWT は、必要に応じて適宜その内容を変更することができる。

第5条 各当事者の業務分担

1. 本サービスの運営のために SWT 及び登録事業者が従事する業務内容並びに役割分担は、以下の業務内容分担表のとおりとする。

業務内容分担表

| | 業務内容 | SWT | 登録事業者 |
|---|---------------------------------|---------------|-------|
| | | (いずれか担当する方に○) | |
| ① | 顧客に対する本サービスのマーケティング及び販売 | | ○ |
| ② | 顧客に対する本サービスの説明 | | ○ |
| ③ | 対象顧客からの本サービスの販売対価の收受及び管理 | | ○ |
| ④ | 保証書の発行 | ○ | |
| ⑤ | 本サービスへの加入手続に関するシステムの管理 | ○ | |
| ⑥ | 対象顧客情報等の管理 | ○ | |
| ⑦ | 本サービスの運営のために必要となる保険契約の締結及び管理 | ○ | |
| ⑧ | 本サービスに関する問い合わせ対応 | ○ | ○ |
| ⑨ | 対象顧客から修理を依頼された対象商品の審査 | ○ | |
| ⑩ | 修理業者の選定、修理依頼、修理費用の支払いその他修理業者の管理 | ○ | |
| ⑪ | 全損となった対象商品の処分 | ○ | |
| ⑫ | 対象顧客から解除を依頼された場合の返戻金の支払い | ○ | |
| ⑬ | 関係当事者間の連絡及び調整・取次業務 | ○ | |
| ⑭ | 前各号に附帯又は関連する業務 | ○ | ○ |

第6条 担当業務の実施

1. SWT 及び登録事業者は、それぞれ善良な管理者の注意義務に従い、自らが担当するものとされている業務を適切に遂行するものとする。
2. 本契約に規定のない、又は役割分担が明確ではない業務が発生した場合は、対象顧客への本サービスの円滑な提供を旨として、SWT と登録事業者が協議の上、業務の分担を定め、又は共同して当該業務を遂行するものとする。
3. SWT は、その裁量により、前条で定める自らが担当する業務の一部を株式会社住宅あんしん保証（東京都中央区京橋一丁目6番1号、以下「住あん」という。）に委託することができる。この場合、当該委託に伴う住あんの行為は SWT の行為とみなし、住あんの故意または過失により登録事業者に損害が生じたときには、登録事業者は、SWT に対して損害の賠償を請求することができる。
4. 前条の役割分担に関わらず、対象製品設置時の施工不良に起因する故障については、登録事業者が修理を実施するものとする。

第7条 マーケティング及び販売

1. 登録事業者は、自己の定める金額により、本サービスを顧客に販売することができる。
2. 登録事業者は、本サービスのマーケティング施策の立案及び実行、並びに本サービスの販売（無償の場合を含む。以下同じ。）に際し、保険であると誤解される表現を用いない等、対象顧客が本サービスを保険であると誤解しないよう十分に注意しなければならない。
3. 登録事業者は、本サービスの販売を、対象商品の販売と同時に行わなければならない。
4. 登録事業者は、本サービスを販売する際に、本サービスの内容のうち重要な事項を顧客に対して説明したうえで、「あんしん住宅設備機器保証サービス規程」の内容につき対象顧客から同意を得るか、対象顧客にこれを読ませ異議がないことを確認しなければならない。

第8条 保証申込情報等の送付

登録事業者は、自ら販売した本サービスについて、保証申込情報等が記入された所定の本サービス申込書を、販売の都度住あんに送付するものとする。（データでの提供による方法を含む）

第9条 顧客情報の取扱い

1. SWT 及び登録事業者は、本サービスの共同運営に際して、対象顧客の情報を共同で取得する。
2. 登録事業者は、本サービスの運営のため、本サービスの提供に関して対象顧客から取得する情報の管理を

SWT に委託する。SWT は、対象顧客の情報を個人情報の保護に関する法律（関連するガイドラインを含む。）その他適用法令に従い、自ら及び登録事業者のために適切に管理するものとする。

3. 取得した対象顧客の情報は、延長保証サービス規程等又は SWT が作成し公表するプライバシーポリシーの範囲を超えて利用してはならない。
4. SWT は、第6条第3項に基づき住あんに委託する業務につき、その遂行のため必要な限りにおいて、対象顧客の情報を住あんに開示できるものとする。

第10条 修理の取次及び受付

1. 対象顧客から SWT の問い合わせ対応担当者に対する商品修理の依頼が次の各号のいずれかに該当する場合には、SWT 問い合わせ対応担当者は、対象顧客に対し、本サービスの適用対象外であることを説明し、その理解を得よう努力するものとする。
 - (1) 対象顧客が、対象商品以外の製品の修理を依頼した場合
 - (2) 前号のほか、本サービスの適用条件を満たさない場合
2. 受け付けた修理依頼が次の各号のいずれかに該当する場合、第3条各項の定めにかかわらず、当該対象顧客に対して提供した本サービスに係る費用は、SWT と登録事業者間においては登録事業者がその全額を負担するものとする。
 - (1) 第8条により登録事業者が住あんに報告した情報の真実性について明らかな疑義がある場合
 - (2) 対象顧客から SWT に修理依頼に関する申告がなされるときまでに、第8条に定める登録事業者から住あんへの報告が行われなかった場合
 - (3) 第14条で定める期限までに、登録事業者からの対価の支払いが行われなかった場合
 - (4) 対象製品の故障が、当該対象製品設置時の施工不良に起因するものである場合
3. 対象顧客が登録事業者に対して商品修理の請求をした場合、登録事業者は SWT に対して当該修理を依頼するものとする。

第11条 遵守事項

1. 登録事業者は、次の各号に該当する行為を行ってはならない。
 - (1) 対象商品が故障していることを知った上で、本サービスを販売する行為
 - (2) 対象顧客と通謀して不正の申告を行わせる行為
 - (3) その他本サービスの趣旨に反する不正行為
2. 登録事業者の行為が前項に違反していると SWT が合理的に判断した場合、SWT は、第19条第1号の規定にかかわらず、何らの催告を要することなく本契約を解除することができるものとし、また、登録事業者は、直接又は間接を問わず、当該行為によって SWT に生じた一切の費用、損失及び損害を補償するものとする。
3. SWT が他の小売業者と運営する保証サービスと比較して、登録事業者が販売に携わった本サービスにつき利用の頻度が著しく高い等、第1項各号に該当するおそれがあると SWT が判断した場合には、SWT は、自ら又は第13条に規定する損害保険会社を介して、登録事業者の分担業務の遂行に関する調査を行うことができるものとし、登録事業者はこれに協力するものとする。登録事業者の協力の内容には、登録事業者が対象顧客に対して、かかる調査に協力するよう要請することも含まれるものとする。

第12条 業務遂行の管理体制

1. SWT 及び登録事業者は、本サービスの円滑な運営のため、各自が分担する本サービスの運営状況に関し、必要に応じて報告を行うものとする。
2. SWT 及び登録事業者は、相手方の分担する業務に係る執行状況が不適切と判断した場合には、相手方に対し、その旨申し入れたうえで改善を求めることができる。当該申し入れにもかかわらず改善が見られない場合には、改善を申し入れた当事者は、第19条の規定に従い、本契約を解除することができるものとする。

第13条 保険の加入

1. SWT は、本サービスの安定的な提供を確保するため、SWT 及び登録事業者を被保険者として、損害保険会社

- との間で、対象商品の保証の提供に係る瑕疵保証保険契約及び動産総合保険契約を締結するものとする。
2. 前項の各保険に係る保険金の請求は、SWT がこれを行う。但し、SWT が第3条第3項に係る対応を行わず、登録事業者が当該対応を行った場合に限り、登録事業者が当該請求を行うことができる。

第14条 本サービスの対価の支払い

1. SWT の業務委託先である住あんは、第8条に基づき登録事業者から報告を受けた内容をもとに、本サービスの対価として「あんしん住宅設備機器保証サービス規程」第1条に定める本保証の基本保証パッケージの価格（戸建住宅1戸当たり72,000円（消費税別）、共同住宅1戸当たり68,000円（消費税別））及び同オプションの価格（1個あたり7,000円（消費税別））の合計額を計算し、登録事業者に対して請求書を発行するものとする。なお、経済事情の変動や、本サービスに関する損害保険会社の保険における損害率が悪化した場合等の理由により、本サービスの対価の額の変更を必要とする理由が生じた場合には、本契約の有効期間中であっても、登録事業者及び住あんが協議の上、本サービスの対価の額を改定できるものとする。
2. 登録事業者は、前項に基づき請求書が発行された日が属する月の27日（同日が金融機関の休日の場合にはその翌営業日）までに、当該請求書に記載された金額を、振込みもしくは口座振替により住あんが指定する銀行口座に送金するものとする。なお、振込みによる送金における振込手数料は登録事業者の負担とする。
3. 本条に定める対価の支払いが前項の支払期日が属する月の翌月末日までに行われなかった場合、「あんしん住宅設備機器保証サービス規程」の内容に関わらず、対象顧客に発行された保証書に基づく保証責任等、本サービスに係る一切の責任は登録事業者が負うものとする。

第15条 有効期間

本契約の有効期間は、本契約の締結日より12ヶ月間とする。但し、期間満了の1ヶ月前までに当事者のいずれからも書面による更新拒絶の意思表示がない場合は、更に12ヶ月間更新するものとし、以後も同様とする。

第16条 中途解約

SWT 又は登録事業者は、契約期間満了前において本契約を解約しようとする場合は、その1ヶ月前までに書面をもってその旨を相手方に通知することによって、本契約を解約することができる。

第17条 契約終了後のサービス提供

SWT 及び登録事業者は、有効期間の満了又は中途解約により本契約が終了した後においても、本契約の終了前に本サービスを販売した対象顧客に対しては、本契約の定めに従い、本サービスの提供を継続するものとする。

第18条 通知義務

1. SWT 及び登録事業者は、各自が分担する業務の遂行に支障をきたすおそれのある事態が生じた場合は、速やかに相手方に連絡するとともに、SWT 及び登録事業者が協力してその解決処理にあたるものとする。
2. SWT 及び登録事業者は、自らにつき次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合は、速やかに相手方にその旨を通知するものとする。
 - (1) 商号、主たる事務所の所在地、代表者、主要な株主その他基本的事項に関する重要な変更
 - (2) 事業の譲渡又は譲受け
 - (3) 合併、会社分割、株式移転、株式交換その他の組織再編

第19条 契約解除

SWT 及び登録事業者は、相手方が次の各号の一つに該当した場合、何らの催告を要することなく本契約を解除することができるものとする。なお、本条の規定は、相手方に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

- (1) 本契約上の義務に違反し、相手方から催告を受けた後20日を経過してもなお義務を履行しないとき
- (2) 振り出した手形又は小切手を不渡りとし又は支払を停止したとき
- (3) 第三者より差押、仮差押、仮処分、競売、強制執行の申立て又は公租公課の延滞処分を受けたとき
- (4) 破産手続、民事再生手続、会社更生手続又は特別清算手続の申立てを受け又は自らこれを申し立てた

とき

- (5) 監督官庁から営業の取消、停止等の処分を受けたとき
- (6) 事業の全部又は重要な一部を廃止、譲渡又は解散したとき
- (7) 資産、信用又は事業に重大な変化が生じ本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められる相当の理由があるとき
- (8) 自己、自己の役員もしくは従業員、親会社、大株主、実質的に自己を支配する者もしくは自己の子会社又はその役員もしくは従業員（以下「役員等」という。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等又はこれらに準じる者（以下「反社会的勢力」という。）に該当すると認められたとき
- (9) 自己の経営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められたとき
- (10) 反社会的勢力を利用していると認められたとき
- (11) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
- (12) 自己又は役員等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (13) 自ら又は第三者を利用して、以下のいずれかに該当する行為を行ったとき
 - (ア) 暴力的な要求行為
 - (イ) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (ウ) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (エ) 風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為

第20条 損害賠償

SWT 又は登録事業者は、本契約に基づく業務の遂行に際し、相手方又は第三者に損害を与えた場合には、これに対して損害賠償の責に任ずるものとする。但し、自ら又は自らの従業員の責に帰することができない事由により生じた損害についてはこの限りでない。

第21条 当事者間の関係

SWT 及び登録事業者は、独立した契約者として本契約に基づく自らの義務の履行又は権利の行使を行うものであり、本契約のいかなる規定も、SWT 及び登録事業者が組合契約の当事者又は相手方の代理人であると解釈されるものではないことを確認する。

第22条 権利義務の譲渡等

SWT 及び登録事業者は、事前の書面による相手方の承諾なくして、本契約により生ずる権利並びに義務又は本契約上の当事者たる地位を、第三者に譲渡しもしくは承継せしめ又は担保に供してはならない。

第23条 不可抗力免責

天災地変、戦争、暴動、内乱、同盟罷業、争議行動その他当事者の不可抗力により、本契約上の義務の全部又は一部の履行が遅延し又は不能となった場合には、SWT 及び登録事業者は、相手方に対し、その責めを負わないものとする。

第24条 秘密情報

1. 本契約において「秘密情報」とは、SWT 又は登録事業者が、本サービスの共同運営の過程で、相手方に対して既に開示し又は将来開示するすべての情報（技術情報、営業秘密、売上高・仕入価格・割引率・マージン率等の営業上・経営上の数値、制作リソース、ノウハウ、個人情報等及び本契約の存在並びに当該情報の開示の事実を含むが、これらに限られない。）をいう。また、本契約の締結前であっても、その交渉又は協議の過程で相手方に対して開示する情報で、秘密である旨を表示した情報も秘密情報に含まれるものとする。但し、以下各号のいずれかに該当する情報については秘密情報には含まれない。
 - (1) 受領者（秘密情報の開示を受ける当事者をいう。以下、本条において同じ。）が開示者（秘密情報を開示する当事者をいう。以下、本条において同じ。）から当該情報を知得したときすでに公知となっ

- ている情報
- (2) 受領者が開示者から当該情報を知得した後、受領者の責に帰することができない事由により、公知となった情報であって、この事由を開示者に対して証明可能なもの
 - (3) 受領者が開示者から当該情報を知得したとき、すでに受領者が所有していた情報であって、その事実を開示者に対して証明可能なもの
 - (4) 受領者が正当な権原を有する第三者から守秘義務を負うことなく入手した情報
 - (5) 受領者が開示者から開示をうけた情報を利用することなく独自に開発した情報
 - (6) 法令等により、公に開示することが義務づけられた情報
 - (7) SWT 及び登録事業者が秘密情報から除かれることを相互に書面により確認した情報
2. 受領者は、秘密情報を、本契約に関する交渉、協議又は本契約に基づく権利行使もしくは義務履行以外の目的に使用してはならない。
 3. 受領者は、善良なる管理者の注意をもって、自らの管理範囲内にある秘密情報を管理するものとし、開示者の事前の書面による承諾がない限り、秘密情報を第三者に開示、提供又は漏洩してはならない。但し、受領者は、秘密情報を知る必要のある自らの役員又は従業員、弁護士、公認会計士又は税理士等の法令上の守秘義務を負うアドバイザー、及び本サービスを運営するために秘密情報を開示する必要がある SWT の事業協力会社（損害保険会社、製造メーカー、修理会社等）、住あんもしくはその委託先に対して、必要最小限度の範囲に限って、秘密情報を開示することができるものとする。
 4. 受領者が、前項の規定に基づき第三者に秘密情報を開示する場合には、受領者は、当該第三者に対して、当該秘密情報が機密性を帯びた情報であることを認識させるとともに、本契約において受領者が開示者に対して負う義務と同等の秘密保持義務を負わせなければならない。また、秘密情報を第三者に開示した受領者は、当該第三者のかかる義務の履行につき、開示者に対し連帯して責任を負う。

第25条 費用負担

本契約の締結に関して各当事者に発生する費用は、各々が負担する。

第26条 準拠法及び管轄

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、かつこれに従って解釈されるものとする。
2. 本契約に関連して発生した一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第27条 協議条項

本契約に定めのない事項又は各条項の解釈に疑義が生じた場合には、SWT と登録事業者にて協議し、解決するものとする。

第28条 本規約の変更

1. SWT は本規約の内容を変更する場合、事前に規約を変更する旨及び変更箇所について、登録事業者に通知しなければならない。なお、当該通知は郵送による方法又は電磁的方法によって行うものとする。
2. 前項の変更につき異議のある登録事業者は、SWT の通知後 15 日以内に SWT にその旨申し出るものとし、特段の申し出がない場合は当該変更を承諾したものとみなす。
3. 前項の承諾による本規約の変更は、別段の定めがある場合を除き、本条第1項に定める通知の1ヶ月後に発効するものとする。

制定日：2019年6月1日

添付1「あんしん住宅設備機器保証サービス規程」

あんしん住宅設備機器保証サービス規程

あんしん住宅設備機器保証サービス（以下「本保証」といいます。）は、SOMPO フランティ株式会社（以下「SWT」といいます。）と「あんしん住宅設備機器保証サービス保証書」（以下「保証書」といいます。）記載の住宅の販売事業者（施工事業者が販売している場合を含み以下「登録事業者」といいます。）と併せて「サービス提供者」といいます。）が共同で運営、提供する延長保証サービスです。
サービス提供者は、登録事業者から新築住宅を購入され、本保証にお申込みいただいたお客さまに対して、所定の手続きの上、電子的方法または書面により保証書を発行します。保証書が発行され、お客さまがこれを受領した時点で、本保証の加入手続きが完了し、お客さまとサービス提供者の間で、「あんしん住宅設備機器保証サービス規程」（以下「本規程」といいます。）の内容に基づく契約が成立するものとします。サービス提供者は、本製品（第1条に定義されます。）について、本規程に定めるところに従い、無償による修理サービス（以下「保証修理」といいます。）を提供します。なお、お客さまは、本保証にお申込みいただいた時点で、本規程にご同意いただいたものとみなします。

第1条. 本製品

本保証は、お客さまが登録事業者から購入した新築住宅（保証書に住所が記載された物件で、以下「本住宅」といいます。）に購入当時から設置されていた下記①から⑥までの住宅設備機器のうち、SWTのホームページに掲載されているSWTが定めたメーカー（又は当該メーカーと同様の対応ができると事前にSWTが認めたメーカー）が製造及び販売したものを（以下「本製品」といいます。）を対象とします。但し、メーカーが業務用と定めた製品は本製品から除くものとします。

（本保証の基本保証パッケージ）

- ① システムキッチン ※1
- ② システムバス ※2
- ③ 給湯器（エコキュート、ガス・石油給湯器）
- ④ 洗面化粧台
- ⑤ 多機能便座（オプション）※3
- ⑥ エアコン

※1：システムキッチンの標準構成に含まれるビルトインタイプのIHクッキングヒーター（又はガスコンロ）・レンジフード・食洗器・浄水器・電動昇降ユニット・ビルトインオープンを含みます。なお、システムキッチン設置後に追加購入された製品は対象外となります。

※2：システムバスの標準構成に含まれるビルトインタイプのバス換気乾燥機・ジェットバス・ミストシャワー・表示機リモコンを含みます。なお、システムバス設置後に追加購入された製品は対象外となります。

※3：オプションは、お客さまの希望により本保証の基本保証パッケージに追加して加入する保証となります。本保証の基本保証加入と同時に限り加入できます。SWTホームページ <http://www.sompo-swt.com/>

第2条. 本保証の範囲等

1. 本保証は、本製品の取扱説明書や注意書に従って正常に使用したにもかかわらず、本製品に生じた故障であり、かつ、本製品の製造メーカー（以下「メーカー」といいます。）の保証規定において保証対象となる故障（以下「メーカー自然故障」といいます。）が対象となります。
2. 第12条に定める保証の適用除外事項に該当する場合には、メーカー自然故障であっても、本保証の対象外とします。
3. サービス提供者は、修理委託先（サービス提供者を含み、製品ごとにサービス提供者がその裁量で選定するものとします。以下同じ。）によるメーカー自然故障該当性の診断および第12条の規定に基づき本保証の提供可否を判断するものとし、特段の記載のない限り、次条以降において「自然故障」とは本保証が提供される故障を指すものとします。

第3条. 本保証期間

1. 本保証が効力を有する期間は、本製品のメーカー保証期間終了日の翌日から始まり、保証書に記載された保証終了日に終了します（以下この期間を「本保証期間」といいます。）。なお、登録事業者からSWTに通知された本製品の引渡日をメーカー保証の開始日とみなします。
2. メーカー保証の対象期間中に発生したメーカー保証の対象となる故障および不具合については、本保証は適用されません。
3. 本保証期間内において本製品にかかる保証修理の回数に制限はないものとします。
4. 第6条第(2)号または第(3)号により本保証が終了する場合は、メーカー保証期間内に初期不良等によりメーカーまたは販売会社より交換品（新品のもの）が提供されたこと、その他理由の如何を問わず、保証書に記載された保証終了日は変更されないものとします。

第4条. 保証内容

1. 本保証期間内に本製品に自然故障が発生した場合、サービス提供者は連帯して、自然故障にかかる1回の保証修理に要する費用の金額が、本保証の保証上限金額である100万円（消費税含む。）の範囲内で、本製品の保証修理を行います。
2. 本製品が、メーカーが規定する出張修理対象製品（以下「出張修理対象製品」といいます。）である場合に限り、出張修理での保証修理を行います。この場合の出張料は本保証に含まれます。
3. 出張修理対象製品以外の場合には、サービス提供者が指定する拠点まで、お客さまより本製品を送付いただいた上で保証修理を行います。この場合の、サービス提供者が指定する拠点までの往路または復路（いずれか片道のみ）の送料は本保証に含まれます。
4. 本保証の保証修理に伴って交換された故障部品（交換部品、老朽部品等）の所有権は、全ていずれかのサービス提供者に帰属するものとし、お客さまに返却する義務を負わないものとします。

第5条. 保証上限金額を超過する場合の取扱い

1. 1回の保証修理に要する金額が、保証書に記載された保証上限金額を超過する場合には、代替品（新品のもの）を提供することで保証修理に代えさせていただきます。なお、サービス提供者は、お客さまのご希望により、保証上限金額の超過分（本製品の修理代金から保証上限金額を控除した差額）をご負担いただくことで修理を行うこともできるものとします。
2. 代替品を提供する場合、原則として本製品と同一型番の製品の提供を行います。ただし、同一型番の製品が保証上限金額の範囲内で購入困難な場合や、製造中止等の理由により同一型番の製品の入手が困難な場合には、保証上限金額の範囲内でメーカーを問わず同等機種をもって代替品とします。また、代替品の提供にあたって、お客さまはサービス提供者に対して機種、型番等の指定を行うことはできません。
3. 出張修理対象製品について代替品が提供された場合、保証修理をご依頼された本製品（以下「修理依頼品」といいます。）の所有権はお客さまに帰属するものとします。他方で、出張修理対象製品が否にかかわらず、サービス提供者が修理依頼品を回収し代替品が提供された場合には、当該修理依頼品の所有権は、代替品の提供と引換えにサービス提供者に移転するものとし、サービス提供者は、その後、当該修理依頼品をお客さまに返却する義務を一切負わず、これを任意に処分することができるものとします。

第6条. 本保証の終了

本保証期間が満了した場合には、本保証は終了となります。

第7条. お客さまのご負担となる主な費用

本保証の範囲は、自然故障の保証修理および代替品の提供であることから、以下各号に定める費用は本保証には含まれず、専らお客さまのご負担によるものとします（なお、本保証の範囲外の費用を、以下各号に限定するものではありません。）。

- (1) 本製品が出張修理対象製品の場合における、基本工事費（代替品を提供する販売店およびサービス提供者が標準の工事と定める内容）以外にかかる費用（クレーン車代その他の特殊工事費等および処分にかかる費用を含みます。）。
- (2) 本製品が出出張修理対象製品であり、かつ、メーカーの定める離島および遠隔地の場合における、保証修理に要する交通費、宿泊費、送料（往復共）等。
- (3) 本製品が出出張修理対象製品以外の場合において、お客さまのご都合により、出張または引取を希望されたときにかかる費用（出張修理費用、引取費用、梱包材費用等）。
- (4) 本製品が出出張修理対象製品以外の場合における、本製品の着脱費用（梱包材費用等を含みます。）、および往路または復路（いずれか片道のみ）の送料。
- (5) 本製品が出出張修理対象製品以外の場合において、お客さまが送付した本製品一式（本製品および本製品の標準付属品を合わせたものをいいます。以下同じ。）に不足があることにより、別途送付が必要となったときにかかる費用。
- (6) 本保証利用時にお客さまからのご連絡に必要となる通信費用その他の費用。
- (7) 保証修理を行う際に、お客さまが代用品を必要とされる場合の当該代用品のレンタル費用（サービス提供者は、代用品の手配・提供等は一切行いません。）。
- (8) 第5条第1項に定めるところにより、お客さまが修理をご希望の場合に、サービス提供者へ差額分をお振込いただくための振込手数料等。
- (9) お客さまのご都合により保証修理をキャンセルされる場合（第12条に定める保証の適用除外事項に該当したことからキャンセル扱いとなる場合を含みます。以下同じ。）における技術費用、出張費用、物流費用、見積費用等の一切の費用。
- (10) 第12条に定める保証の適用除外事項に該当する場合の一切の費用。

第8条. 保証修理の依頼方法（留意事項）

本保証期間内に本製品に自然故障が発生した場合には、下記のお客さま窓口に連絡して保証修理をご依頼ください。お問合せ時に、延長保証お客さま窓口より保証修理手順の手順をご説明しますので、説明手順に従ってください。なお、メーカー保証期間内の故障に関しては、直接メーカーのサポートセンター又は下記のSWTお客様窓口のいずれでも対応いたします。

延長保証お客様窓口 TEL：0800-300-3408 フリーコール 受付時間：24時間（365日） E-Mail：info@cs.sompo-swt.com

- (1) お客さまから保証修理のご依頼をいただいた際、延長保証お客様窓口は、お客さまの本保証に関する登録情報（保証登録番号、製品情報および個人情報）の確認をいたします。お客さまより保証修理依頼に際してご通知いただいた情報と登録情報との間に相違があった場合、その他お客さまより必要な情報のご通知をいただけない場合には、本保証が提供されない場合がございます。
- (2) 修理依頼にあたっては、本製品一式を同梱してお送りください。
- (3) サービス提供者以外に修理を依頼した場合には、本保証が適用されませんのでご注意ください。
- (4) サービス提供者が必要と判断した場合に本製品にかかる記憶装置のデータ（仮想通貨等に関するデータを含みます。以下同じ。）の消去を行うことについては、お客さまには事前に同意いただいているものとし、何ら異論を述べないものとします。なお、自然故障の原因および修理の方法にかかわらず、記憶装置のデータの消去、損失、損傷等に関するお客さまの損害についてサービス提供者は一切の責任を負いませんのでご注意ください。本製品に保存されたデータについては、必要に応じて、お客さまご自身で事前にバックアップを行ってください。
- (5) お客さまのご都合により、修理受付日から1カ月経過しても修理の着手ができない場合には、修理受付を無効とします。
- (6) 修理委託先の診断により、本製品に複数の故障箇所があると判定された場合、一部の故障箇所のみでの修理を行うことはできません。また、修理委託先の診断により、複数の故障箇所のうち、保証対象外となる故障があると判定された場合には、お客さまにあらかじめご同意いただいた上で当該故障箇所の修理費用をご負担いただくことにより、全ての故障箇所を修理して返却するものとします。
- (7) お客さまよりサービス提供者が指定する拠点まで本製品を送付いただく際の運送中にかかる事故について、サービス提供者は何ら責任を負いません。発送方法や梱包にご注意ください。
- (8) お客さまのご都合により保証修理をキャンセルされる場合、サービス提供者は本製品をお客さまに返送するものとし、本製品の処分のご依頼は承りません。

第9条. 登録情報とその変更

以下各号いずれかに該当する場合には、登録情報の変更が必要になりますので、お客さまは速やかに延長保証お客さま窓口までご連絡ください。ご通知いただけなかった場合には、本保証が適用されない場合があります。登録情報は保証書に記載されており、前条の依頼をされる際に必要となりますので、保証書の保管、管理には十分にご注意ください。なお、登録情報のうちお客さま情報の変更は、保証書に記載されたお客さまからご通知いただいた場合に限り承ります。

- (1) 保証期間中、お客さま名や連絡先電話番号、住所等の変更がある場合。なお、本製品の第三者への転売や譲渡をされる場合には、本規程の内容をご説明の上、お客さまより新しい所有者の情報をご通知ください。
- (2) メーカー保証期間内にメーカーまたは販売会社より交換品の提供等が行われ、製品情報または製造番号に変更があった場合。

第10条. 個人情報の使用

1. サービス提供者は、お客さまよりご提供いただいた保証項目、個人情報等を以下の目的のため保管、使用、処理します。
 - (1) 本保証の提供。
 - (2) サービス提供者が取り扱う商品および各種サービスの提案もしくは提供、代理、媒介、取次または管理。
 - (3) サービス提供者のグループ会社または提携先企業等が取り扱う商品・サービス等の案内、提供または管理。
 - (4) アンケートの実施や市場調査、データの分析の実施等ならびにそれらによる商品・サービスの開発・研究。
2. サービス提供者は、以下各号いずれかに該当する場合、サービス提供者の責任において、グループ会社および提携先企業等へお客さまの個人情報を提供します。
 - (1) 保証修理および代替品の提供に際して個人情報共有が必要となる場合。
 - (2) 本保証の履行に伴うリスクを対象とする損害保険会社（以下「本保険会社」といいます。）との間の保険契約の締結、保険金の請求その他の保険契約に関する手続きのために個人情報の提供が必要となる場合。
 - (3) 本保証およびサービス提供者のその他のサービスの品質向上を目的として、お客さまに電子メール、郵便物等によるアンケート調査をする場合。
 - (4) サービス提供者のサービス案内およびキャンペーン等の実施をする場合。
 - (5) 本保証の品質向上を目的として、お客さまにおける本保証の利用に関する情報を収集し分析する場合。
 - (6) 個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合。

第11条. 間接損害等

本保証に関する法律上の請求において、間接損害（事業利益の損失、事業の中断、事業情報の損失等）、特別損害、付随的損害、拡大被害、他の機器や部品に対するデータの損失または損傷、第三者からの賠償請求に基づく損害、身体障害（身体障害に起因する死亡および怪我を含みます。）ならびに他の財物に生じた損害に関して、サービス提供者は一切の責任を負わないものとします。ただし、サービス提供者の故意または重過失によるものについては、この限りではありません。

第12条. 本保証の適用除外事項

以下各号いずれかに該当する場合には、本保証は適用されないものとします。

- (1) 本製品の仕様、構造上の欠陥または本来的性質に基づく制限、不具合、不利益等。
- (2) 本製品の機能に影響の無い範囲の使用摩耗や経年劣化等の経年劣化に相当するもの（外観、傷、液晶の画面焼けおよびピクセル抜けおよび輝度低下、錆、腐食、カビ変質、その他類似の事由等）。
- (3) 本製品の付属部品（お客さまが別途購入したオプション品をいいます。）、アクセサリまたは周辺機器等の本製品以外の製品の故障および損害。
- (4) 本製品の増設機器またはソフトウェア等の相性に起因する故障、不具合および損害。
- (5) 本製品を構成する部品で、当該部品が無ければ本製品の仕様を満たさなくなるものが、修理委託先の確認時点で欠落している場合（本製品の欠陥により欠落し、お客さまの過失なく紛失した場合は除きます。）。
- (6) 本製品に取り付け可能な部品、装置の故障および損害、本製品に取り付け可能な部品、装置に起因する故障および損害。
- (7) 本製品購入後の取り付け場所の移動、輸送時の落下、振動および衝撃等、取り扱いが不適当なために生じた故障および損害。
- (8) 取扱説明書や注意書に記載している取扱方法とは異なる不適切な使用（管理の不備、改造行為、増設、電池漏洩等）等、取扱いが不適当であることに起因する故障および損害。
- (9) 消耗品単体（電池、バッテリー、フィルター、パッキン、ガスケット等）の故障および損害（ただし、メーカー自然故障に起因する消耗品の故障およびメーカー自然故障対象となる消耗品交換を除きます。）。
- (10) 破損、破裂、火災、落雷、異常電圧、水濡れ、地震、その他天災地変や、異物の混入（虫や動植物、埃等）の外部要因事由に起因する故障および損害（清掃ができないことを起因とする部品交換を含みます。）。
- (11) 水害、公害、塩害、ガス害および異常環境（水質、水圧、電圧）等の外部要因事由に起因する故障、腐食および損害。
- (12) メーカー保証の対象外である加工、改造、修理、設置、工事もしくは清掃に起因する故障および損害。
- (13) メーカーが定める想定された用法を超える過酷な使用に起因する故障および損害。
- (14) メーカーがリコール宣言を行った後の、リコール部品およびリコール部位に起因する本製品の故障および損害。
- (15) メーカー指定外の消耗品の設置または使用に起因する故障および損害。
- (16) 通信環境（インターネット等）を介してダウンロードしたデータ、プログラムまたはそのソフトウェアに起因する故障および損害。
- (17) 記憶装置を持つ製品の一切のデータの復元および手配等。
- (18) 修理委託先が保証修理の依頼を受けた本製品の点検・診断を実施した結果、故障の存在を確認できなかった場合。
- (19) お客さまご自身で行い得る調整、保守、点検、検査、作業等（清掃、リカバリー、設定、ソフトウェアアップデート、更新等で完了する場合）。
- (20) お客さまご自身で付加されたラベル、シート、カバー類、塗装、刻印等の復旧。
- (21) 本保証以外の保証（製品のメーカー保証、部品毎のメーカー保証等）および保険の制度により補償を受けるまたは受けた場合。
- (22) サービス提供者を経由せず修理をご依頼された場合。
- (23) 本製品を日本国外に持ち出された場合の日本国外からの保証修理依頼。
- (24) 本製品と異なる製品の修理をご依頼された場合や、シリアル番号や製品の内部データ等を確認の結果、本製品と同一であることが確認できない場合。
- (25) お客さまが本製品を保有しておらず、本製品の状態で確認できない場合。
- (26) 国または公共団体の公権力の行使に起因する故障および損害。
- (27) 核燃料物質または核燃料物質による汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性に起因する故障および損害。
- (28) 戦争（宣戦の有無を問わず）、外国の武力行使、革命、内乱その他これらに類似の事変に起因する故障および損害。
- (29) 本製品の損害にかかる申告内容の真実性について不明な疑義がある場合。

第13条. 解約

1. お客さまは、サービス提供者に対する書面による通知をもって、本保証を解約することができます。解約の申し出は、お客さまが延長保証お客さま窓口と連絡したうえで、所定の手続きに従って行うものとし、サービス提供者は、サービス提供者が別途定める算式により算出した返戻金をお客さまにお支払いします。ただし、返戻金のお支払いは、本製品について修理にかかる費用が発生していない場合に限りです。
2. 前項の規定にかかわらず、本製品の売買契約の解除に伴い本保証が解除される場合には、サービス提供者が保証料の全額返金を行うものとします。
3. 本保証の範囲外である故障につき、お客さまが虚偽の申告または不正な手段（以下「不正行為」と総称します。）により保証修理の依頼を行った場合、サービス提供者は当該お客さまに通知することにより、本保証を解約できるものとします。なお、サービス提供者が保証修理を行った後に不正行為が判明した場合も同様とし、サービス提供者は当該不正行為があった日に遡り契約を解約できるものとします。この場合、サービス提供者は、お客さまが支払われた保証料を一切返金せず、お客さまに対し、お客さまの不正行為により生じた損害（保証修理を行った場合の保証修理費用相当額を含みます。）の賠償を請求するものとします。

第14条. 反社会的勢力

1. サービス提供者は、お客さまが、以下各号いずれかに該当する場合には、お客さまに対する書面による通知をもって、本保証を解除することができます。
 - (1) 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること。
 - (2) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。
 - (3) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。
 - (4) 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。
 - (5) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。
2. 本保証は、前項に基づき解除により本保証加入時に遡って無効となるものとします。この場合において、サービス提供者は、既に保証修理を行っていたときは、当該保証修理費用相当額の返還を請求することができます。

第15条. その他の注意事項

1. 故障または損害の認定等についてサービス提供者とお客さまの間で見解の相違が生じた場合には、サービス提供者は、専門家または中立的な第三者の意見を求めることができます。
2. 修理受付日から6カ月を経過してもお客さま都合により修理依頼品をお受け取りいただけない場合、サービス提供者は、当該修理依頼品の取扱いを決定することができます。お客さまはかかる決定に異議を述べないものとします。この場合、お客さまは、本保証に含まれない一切の費用（有償修理の費用や修理キャンセルの際に必要な費用等）に加え、保管に要した一切の費用をご負担いただくものとします。

第16条. 保証料の損害保険充当

1. SWT は、保証料を原資として、本保険会社との間でサービス提供者を被保険者とする保険契約（以下「本保険契約」といいます。）を締結し、本保証を運用しています。
2. 本保証は、お客さまに対して本規程に従い保証修理を提供し、本保険契約に基づき本保険会社より受領する保険金を当該保証修理にかかる費用等の支払に充てる仕組みとなっています。そのため、故障の発生状況によりお客さまに対して本保険会社の調査が行われる場合があります。

第17条. 本規程の変更

1. サービス提供者は、本規程の目的に反しない限度で、法令に従って本規程を変更することがあります。
2. 前項に基づき本規程を変更する場合には、サービス提供者のホームページへの掲載その他適切な方法により、変更内容及び変更時期を事前にお客様に周知することとします。

第18条. 合意管轄

本規程に関連して発生したサービス提供者とお客さまの間の一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。